

## パブリックコメント

国の行政機関は政策を実施していく上で、さまざまな政令や省令などを決めます。これらの案をあらかじめ公表し、広く国民のみなさんの意見などを募集しています。みなさんに積極的に意見を提出していただくことが、公正・透明な行政運営につながります。

以下の様式に記入頂きご送付ください。

### 入力に当たっての留意点

1. 半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。
2. ご意見は日本語で提出願います。
3. を付した欄については、必ずご記入ください。
4. ご記入いただいた内容については、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

氏名・団体名	企業年金連合会
住所（所在地）	東京都港区芝公園 2-4-1 芝パークビル B 館 10F
メールアドレス	<a href="mailto:kikaku-ka@pfa.or.jp">kikaku-ka@pfa.or.jp</a>
電話番号	03-5401-8712
F A X 番号	
性別	
年齢	
職業	
件名	パブリックコメントへの意見（企業年金に係る財政運営基準等の見直し）

平成23年10月21日

「厚生年金基金及び確定給付企業年金の財政運営基準の見直しに係る確定給付企業年金法施行規則及び関連通知の一部改正等に関する意見募集について」に対する意見について

企業年金連合会

企業年金連合会は、ボラティリティの高い資産運用環境の中で、企業年金の安定的、継続的運営を確保し、加入者や受給者等の老後生活の安定を図るためには、短期的な運用成果が企業年金の財政運営を過度に左右しないよう、基準や制度の見直しが必要である旨の提言をこれまで繰り返し行ってきた。

特に、サブプライムショック、リーマンショック後の平成21年以降は、全国の企業年金の切実な声を反映する形で、具体的かつ包括的な提言を行ってきた。

また、平成23年7月に意見公募された「確定給付企業年金法施行令、確定給付企業年金法施行規則、厚生年金基金令、厚生年金基金規則及び関連通知の一部改正に関する意見募集について」においても、東日本大震災等の影響、急速な円高による企業業績の悪化の懸念、さらに、マイナスとなった企業年金の資産運用状況、その後明らかとなった企業年金の厳しい財政状況について総合的に勘案し、各企業年金の事業運営の実態を踏まえた対応、財政運営基準の改正を行うよう提言した。

制度の存続に努力を重ねている企業年金関係者は、7月の意見公募に対する厚生労働省の回答や、今回の標記意見公募を願いを込めて見つめてきたが、提案された基準の変更が現場において適用可能なものになるためには、今回もあらためて行政の懇切丁寧な説明と温もりのある指導を企業年金全体が望むとともに、別紙内容の意見提出を行わざるを得ない状況となっている。

ご意見

( 1 ) 掛金引上げ猶予措置〔賛成・反対・その他〕

企業年金連合会は、ボラティリティの高まった資産運用状況の中で、制度の安定的運営、存続に努力する多くの会員からの声を受け、平成25年3月まで掛金の引上げ猶予をすることについて重ねて提言を行ってきた。

今回、その方向は認められた。

一方、弾力化という国の方針を明確に示すためにも、手続き面の配慮が求められている。それぞれの企業年金制度における手続きについては、出来るだけ負担を少なくし、簡便で、早急に対応が行えるようにする必要がある。

また、ボラティリティの高い資産運用環境の中で、企業年金の安定的、継続的運営を確保し、加入者や受給者等の老後生活の安定を図るためには、短期的な運用成果が企業年金の財政運営と継続性を過度に左右しないよう、一段の適切な対応が必要である。

ご意見

( 2 ) 予定利率の引下げに伴う不足金処理の特例  
〔賛成・反対・その他〕

予定利率の引下げは、今日、財政の健全化を促す重要な手段となっている。そのため、給付設計の変更を伴わなくとも、予定利率の引下げを行った場合の計算基準日時点における不足金については、掛金引上げの留保を可能とするべきである。

さらに、代行型から加算型への給付設計変更も、加算部分において柔軟な給付設計を行い、財政の健全化を促進するものである。そのため、予定利率の引下げを伴わなくとも移行時点における不足金についての掛金引上げの留保を可能とするべきである。

併せて、平成25年4月1日までの間に給付設計の変更を行うことが現実的に困難な場合も多く、当該特例を適切に活用する観点から、適用可能な期間については弾力的に取り扱うことが必要である。

また、「ただし書き」にあるように当該規約変更を行った後は、財政運営基準に基づき、速やかに不足金を償却していくことが望ましいが、昨今のボラティリティが大きな運用環境の中で、無理のない償却を行うことができる仕組みも準備しておく必要がある。

具体的には、不足金の一部を「特別調整金残高」として資産勘定に計上し一定期間で償却できる仕組みを特例的に導入することや、不足金の全額ではなく許容繰越不足金を上回る部分のみを償却できる「下方回廊方式」を恒久的に導入することが不可欠である。

( 3 ) 最低責任準備金調整額の算定方法の見直し  
〔賛成・反対・その他〕

最低責任準備金調整額については、期ズレを忠実に反映している一昨年導入された現行算定方法が自然であり、実態が変わらないにもかかわらず、計算上大きな差異をもたらす本件が唐突に提案されてきたことは、多くの企業年金関係者に不信の念を抱かせている。

また、財務諸表において最低責任準備金の期ズレを解消する調整科目を残すものの、資産の数理的評価についての調整科目を廃止することとされている。

この結果、財務諸表における不足（剰余）の実態と掛金引上げの要否の実態とが乖離し、財務諸表の基本金の取扱いについて混乱が生じるおそれがあるため、財務諸表上の調整科目に関しては現行通りとするべきである。

ご意見

( 4 ) 非継続基準抵触時の特例掛金の計算に用いる資産額の見直し〔賛成・反対・その他〕

本来的には、企業年金制度は長期的な視点に立って事業運営を行うものであり、制度終了を視野に入れた基準に対応することより、掛金対応が必要な財政検証は継続基準に一本化するべきである。

経過的に非継続基準の財政検証を残す場合、非継続基準抵触に伴う特例掛金の対応方法については、当該企業年金の継続を前提とし、将来的に不足金を解消していく対応方法であり、時価ベースの純資産額に限定する必要がない。

ご意見

ご意見

( 5 ) 廃止までの経過期間中に回復計画で用いる前提の見直し〔賛成・反対・その他〕

回復計画方式については制度上、これまで認められてきたものであり、これを廃止した場合、企業年金の事業の継続努力に大きく影響するおそれがある。

具体的には、積立比率方式のみによる対応は、長期的な観点からの事業運営を阻害する一因となり得るものであり、個々の企業年金の実情に応じた対応が可能となっている回復計画方式は必要なものとなっている。また、個々の企業年金の実態を勘案すると、回復計画の期限10年間は重要なものとなっている。

なお、回復計画の作成の前提とする年金資産の予測に用いる利回りと最低責任準備金の予測に用いる利率とのバランスを取り、年金資産の予測に用いる利回りについては、当該基金のアセットミクスにもとづく合理的な期待収益率も使用できることや、最低責任準備金の予測に用いる利率については、年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回り(いわゆるGPIFの運用利回り)の過去5事業年度の実績の平均も使用できることが必要である。

( 6 ) 非継続基準における積立基準の引上げスケジュールについての検討〔賛成・反対・その他〕

本来的には、企業年金制度は長期的な視点に立って事業運営を行うものであり、制度終了を視野に入れた基準に対応することより、掛金対応が必要な財政検証は継続基準に一本化するべきである。

経過的に非継続基準の財政検証を残す場合、継続基準に重点を置く観点から、非継続基準の100%の積立基準については目標水準とし、現行の積立基準(積立基準の90%等)を継続する必要がある。

ご意見



( 7 ) 指定基金健全化計画承認基準の見直し

[賛成・反対・その他]

指定基金が健全化計画策定において、年金資産の予測に用いる利回りと最低責任準備金の予測に用いる利率とのバランスを取り、年金資産の予測に用いる利回りについては、当該基金のアセットミクスにもとづく合理的な期待収益率も使用できることや、最低責任準備金の予測に用いる利率については、年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回り(いわゆる GPIF の運用利回り)の過去 5 事業年度の実績の平均も使用できることが必要である。

ご意見